

[概要] 所得税の控除 ②リフォーム促進税制

適用期限:令和7年12月31日

制度の種類	制度の概要					リフォームの種類						
	ローン利用の有無	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	子育て対応	その他増改築
② リフォーム促進税制	・現金 ・ローン利用 *どちらも可能	—	10% (+5% ^{※1})	1年間	130万円	○	○	○	○	○	○	※2

※1 下記「控除額計算方法」のBが対象です。

※2 **性能向上工事**(耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化、子育て対応リフォーム)と併せて行う場合、対象になります(住宅ローン減税の対象と同じ工事)

◆ 控除額計算方法

$$\text{控除額} = \text{A} \times 10\% + \text{B} \times 5\%$$

A 性能向上工事費用の内、控除率10%の限度額まで

【標準的な工事費用相当額】-補助金等

B (1000万円-A)の額まで

性能向上工事費用の内、Aを超えた分 + その他の増改築工事費用 - 補助金等

性能向上工事費用 控除率10%の限度額

耐震 省エネ ^{※1} 同居対応	250万円
長期優良住宅化 ^{※2} 子育て対応	
バリアフリー	200万円

※1 省エネ+太陽光発電設備:350万円

※2 ①(耐震または省エネ)+耐久性向上:250万円

②(耐震または省エネ)+耐久性向上+太陽光発電設備:350万円

③耐震+省エネ+耐久性向上:500万円

④耐震+省エネ+耐久性向上+太陽光発電設備:600万円